

---

公益社団法人 日本眼科医会

倫理綱領・倫理規程

— 平成 24 年 5 月 —

---



公益社団法人 日本眼科医会

日本眼科医会 倫理委員会（平成 22・23 年度）

藤 井 青  
長谷川 一 郎  
出 田 秀 尚  
平 野 耕 治  
福 下 公 子  
松 下 卓 郎  
松 村 美 代  
山 口 達 夫  
故 藤 定 英 夫

## 日本眼科医会 倫理綱領

- 1) 眼科医は国民の目の健康を守るために、生涯にわたり眼科学及び関連領域の最新の知識と技術の習得に努力し、その成果を日常の診療に活かすように努める。
- 2) 眼科医は互いに敬意を払い、医師としての使命を常に自覚し、自らの言動が眼科医全体の社会的な評価をおとしめることのないよう、人格及び品位の維持向上に努める。
- 3) 眼科医は診療に際して患者の人格を尊重し、その訴えを真摯に受け止め、共感を持って患者と接し、その結果から導かれる医療内容について、専門的知識も含めた十分な情報を伝えて信頼を得るように努める。
- 4) 眼科医は良質なチーム医療を患者に提供するために、各種の医療従事者との協力を密にし、彼らの資格に応じた業務範囲を遵守し、チームリーダーとして全医療行為の責任を持つ。
- 5) 眼科医は医業に当たって営利を目的としてはならず、かつ営利目的と誤解されるような患者を誘引する誇大な広告や宣伝をしてはならない。
- 6) 眼科医は国民に対する眼科的公衆衛生知識の啓発に努めると共に、乳幼児健診、学校保健、成人健診などの健診事業にも積極的に関わるように努める。
- 7) 眼科医は世界の眼科医療情勢にも目を向け、世界レベルの眼科学の発展に寄与し、眼科医療状況が整っていない地域の支援にも貢献するように努める。

(平成 24 年 5 月 12 日 制定)

# 日本眼科医会 倫理規程

## 序 文

日本眼科医会は、本会会員及び眼科の医療従事者が良質な眼科医療をチーム医療として全うするための倫理基準として、「日本眼科医会倫理規程」をここに定める。

本来、倫理的規範は法的強制力をもたないため、個人の自律的判断に依らざるを得ない限界があるが、本会では敢えて、会員に自らを律することの重要性を喚起することで、国民に信頼される眼科医像を根付かせる目的で倫理規程を制定した。

日本眼科医会の会員は日本医師会の「医の倫理綱領」、 「医師の職業倫理指針」等を遵守すべきものと考え、ほぼそれに準拠した項目と用語を使用した。

具体的な内容については、眼科に特化した内容の追加だけでなく、日本医師会の「医師の職業倫理指針」のうち、眼科医療倫理にとっても特に重要と思われる内容・記述については、再掲した。

同様に眼科医療従事者は、日本看護協会による「看護師の倫理規程（1988）」や「看護者の倫理綱領（2003）」、日本薬剤師会の「薬剤師倫理規程（1997）」、日本視能訓練士協会の「倫理規程（1997）」など、それぞれの専門職能集団としての倫理規程も同時に尊重すべきものとする。

## 1. 基本的責務

### (1) 医学知識・技術の習得と生涯教育

- 眼科医は生涯にわたり日進月歩の現代医学に基づく医療技術を専門職として習得する責務がある。
- そのために常に学会や講演会など様々な機会を捉えて、広い視野に立った情報収集を行い、その結果を日常の診療に反映すべきである。
- 診療ガイドラインが定められている疾患については、その指針を参考に倫理的見地、医学的見地から各医師が最良と考える医療を提供するように心がけるべきである。

### (2) 研究心・研究への関与

- 臨床及び基礎研究においては、患者の利益を最優先とし、科学的態度と倫理的視点の両側面に常に配慮し、関連する営利企業から経済的関与を受けた場合は、それにより研究の意思決定に影響を受けてはならず、かつ利益相反を公表しなければならない。
- 学術研究に当たっては、生命科学の進歩がもたらす問題に留意し、ヘルシンキ宣言の基本原則や動物実験の指針を尊重すべきである。

### (3) 品性の陶冶と品位の保持

- 眼科医は見識を培い、医業の尊厳と社会的使命を重んじ、患者や社会の信頼に応えるよう

努めなければならない。

- ・信頼に応えるには知識や技術だけでなく、誠実・礼節・清潔・謙虚・良いマナーなどの美德を培うことが必要である。

## 2. 患者に対する責務

### (1) 病名・病状，治療についての本人への説明

- ・眼科医はその診療において、患者本人に対して病名を含めた診断内容を告げ、今後の推移、及び検査・治療の内容や方法などについて、患者が理解できるように説明する義務がある。
- ・診療内容の説明とは、患者に対する検査、治療、処置、手術などの各々の目的と内容等についての説明、及びそれぞれを実施した場合、実施しなかった場合の危険、利害得失、代替処置や代替手術の有無などについての説明も含まれる。
- ・重大なリスクを含む治療を説明する場合には、その治療の効果、安全性、効果の現実的評価、さらに代替治療の可能性とその利点も含まなければならない。

### (2) 病名・病状についての家族への説明

- ・家族が望んでも、患者本人が病名や病状を家族に知らせることを望まないときには、それに従うべきであるが、その経緯を記録にとどめておくべきである。

### (3) 患者の同意

- ・診療を行う場合には、十分な説明とインフォームド・コンセント（患者が説明を理解したうえで同意）を得ることが大切である。
- ・侵襲性の高い検査・治療などを行う場合には、それらの目的と方法及びそのリスクについての説明を含めた同意書を作成しておくことが望ましい。
- ・患者に正常な判断能力がない場合、あるいは、ないと疑われる場合には、しかるべき家族や代理人あるいは患者の利益擁護者に対して病状や治療内容を説明し、同意を得るべきである。

### (4) 診療録の記載と保存

- ・診療に際しては、患者ごとに作成する診療録（診療記録）に、その時点で診断した病名、主要な症状、及びこれに対して行った検査や治療内容を具体的に記載し、各種検査データ・資料などと共に保存し、必要に応じて取り出せるようにしておくことが重要である。
- ・眼科診療においては、細隙灯顕微鏡写真、眼底写真、蛍光眼底造影写真（FA、IA 他）、OCT 等の画像の他、各種視野検査や電気生理学的検査データ等も保存しておくことが望ましい。
- ・各種記録を電子媒体で保存することは問題ないが、スキャナー等で取り込んだ場合は、現物も保存しておくべきである。

**(5) 守秘義務**

- ・眼科医及び眼科医療従事者は職業倫理として守秘義務を負う。
- ・守秘義務を免れる場合は、患者本人が同意・承諾して守秘義務を免除した場合か、患者の利益を守るよりもさらに高次の社会的・公共的な利益があると判断される場合である。
- ・生命保険などに係る病状の問い合わせであっても、本人の同意を確認できる文書がない限り回答すべきではない。

**(6) 患者の個人情報、診療情報の保護と開示**

- ・眼科医療機関では患者に関する個人情報が安全確実に保管されている必要があり、医師のみならず、全ての従業員や委託先等から外部に情報が流出することのないように対策を講じなければならない。
- ・研究発表などで診療内容の情報公開が必要な場合には、事前に患者の承諾を得ることや公表にあたり患者個人が識別されないような配慮が求められる。
- ・患者や正式な代理人から診療情報の開示を求められた時は、原則として開示しなければならないが、開示を拒める場合もあり、開示の是非についての判断が困難な場合には、各都道府県医師会の診療情報の開示に係る相談窓口を介して行う等の配慮も必要である。  
(日本医師会「診療に関する個人情報の取扱い指針」を参照)

**(7) 応招義務**

- ・医師法では「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない(第19条)」との「応招義務」を定めているので、可能な限り診療を引き受ける必要がある。「正当な事由」で拒む場合は、その理由を相手に告げ納得してもらう必要がある。

**(8) 無診察治療の禁止**

- ・患者を直接診察することなく投薬(処方せんの発行)、治療・処置、診断書の作成などを行ってはならない(医師法第20条 無診察治療の禁止)。
- ・電話、ラジオ、テレビ、インターネット、手紙、新聞、雑誌などを介して相談を受けた場合に、具体的な診断を下し、さらに治療方法まで指示するようなことをしてはならない。相談内容から医師の診察が必要であると判断したときは、受診を勧めるべきである。

**(9) 診察及び治療**

- ・眼科医は十分な問診の後、患者を直接診察し、眼科学的諸検査の結果と所見から適切な治療の適応を決めなければならない。
- ・治療は患者の身体的、社会的、感情的及び職業的要求を熟慮したうえで検討すべきである。
- ・不必要な治療を推奨したり、必要な治療を保留すべきではない。
- ・眼科医は検査や治療を行うに当たって患者の利益を最優先にすべきである。

**(10) 対診及びセカンド・オピニオン**

- ・診療上、眼科医が自分だけでは診断治療などが困難と判断した場合には、情報を提供して他の医師に、その患者の診察を求めること（対診）が必要である。
- ・眼科医は日頃から他の医師の意見を求めやすい環境や雰囲気を作るように努め、必要があれば患者に対診あるいはセカンド・オピニオンを求めることを勧めるべきである。
- ・対診を引き受けた場合は、患者に対し誠実に客観的な所信を述べ、その結果を遅滞なく主治医に報告する必要がある。

**(11) 広告と宣伝**

- ・医療広告については、定められた事項を除いては広告してはならないことが、医療法で規定されており、さらに虚偽もしくは誇大な広告により患者が惑わされることがないように、医療広告ガイドラインにて厳しい規制が定められている。
- ・不特定多数の患者を誘引するような内容のインターネットのホームページは、医療広告に該当するものと考えられ、医療広告ガイドラインに則った適正な広告をすべきである。
- ・広告も規制緩和の傾向にあるが、眼科医療機関は過大な自己宣伝に陥ることなく、適切な情報提供媒体を選んで節度ある情報提供を行うべきである。

**(12) 科学的根拠に乏しい医療**

- ・眼科医は原則として科学的根拠をもった医療を提供すべきであり、止むを得ず科学的根拠に乏しい医療を行う場合は無危害原則に十分配慮し、科学的根拠が不十分であることを患者に十分に説明し同意を得たうえで実施すべきである。

**(13) 医療に含まれない商品の販売やサービスの提供**

- ・医療施設のなかで患者の療養に必要な物品を販売することは許されているが、それらはあくまでも患者の便宜上有用なものに限られ、患者の健康被害を生じかねないものや医療機関の品位を損ねるものを販売すべきではない。まして販売による利益を目論むことは慎むべきである。

**(14) 患者の責務に対する働きかけ**

- ・医療は医師と患者の共同行為であり、医師が患者の意思を尊重しなければならないことは当然であるが、患者にも自らの病状や希望を医師に正しく説明し、自分が同意した療法上の指示を守る責務があることを理解させなければならない。
- ・眼科医は眼科疾患についての誤った知識を持った患者に対して、正しい知識を得られるように助力すべきである。

**(15) 医療行為に対する報酬や謝礼**

- ・眼科医は医療行為に対し定められた以外の報酬を要求してはならない。



### 3. 医師相互間の責務

#### (1) 医師相互間の尊敬と協力

- 眼科医は互いに敬意を払い、患者の疾病が自分の専門外である場合や自己の能力に限界を感じた場合には、ためらうことなく他の眼科医の協力や対診を求めて、紹介を行うべきである。
- 眼科医間や他科医師との相互関係には患者情報の共有も含まれるが、その場合常に患者の利益を最優先にする目的で行わなければならない。

#### (2) 主治医の尊重

- 主治医は当該傷病の診療につき一切の責任をもち、他の医師は主治医の判断や立場を尊重しなければならない。
- 主治医の紹介なく患者が受診した場合、医師は患者の話を十分に聞いたうえで、主治医から治療方針などの診療情報を得るように努めるべきである。
- 診療後は、患者が再び主治医を受診できるように取り計らうことが望ましい。

#### (3) 医師間での診療情報の提供と共有

- 複数の医師が診療を行う場合、患者の診療情報が適切に継承又は共有される必要がある。
- 患者の診療のために必要がある時は、患者の同意を得て前医に検査記録などの診療情報の提供を求め、それに応じて前医は患者の同意を確認したうえで必要とする診療情報を提供すべきである。

#### (4) 医師間の意見の不一致

- 医療上の意見が医師間で一致しない場合、原則的には主治医の意見を尊重するが、患者にセカンド・オピニオンを求めるように勧めることも考慮すべきである。

#### (5) 他の医師に対する批判

- 不用意な他の医師への批判を患者に伝えることは、医師としての品性をおとしめ医師に対する信頼を傷つける行為であり慎むべきである。

#### (6) 患者の斡旋や勧誘

- 眼科医は報酬や患者を斡旋してもらうなどの利得を求めて関連業者に協力すべきではない。
- 自分の利益のために患者を勧誘するような行為も行うべきでない。
- 患者にとって必要であると考えられる場合には、患者の同意を得たうえで、しかるべき専門施設へ紹介することは必要であるが、その際必要な文書料以外の報酬等を求めてはいけない。



## 4. 医師以外の関係者との関係

### (1) 他の医療関係職との連携

- 眼科学及び眼科医療の進歩により、眼科医療に関連する領域は次第に広範化し、かつ専門分化してきているため、視能訓練士、薬剤師や看護師など様々な専門職の人々と共同して良質なチーム医療を進めていかなければならないが、そのためにはこれらの職種の業務内容と法的責任を正しく理解し、これらの人々の立場を尊重しながら相互協力を進めなければならない。
- 眼科のチーム医療において、眼科医はチームメンバーとの意見交換を密にし、自らの専門的知識や価値観ならびに法律や医療倫理に照らし、眼科医療提供にかかわる意思決定についてのリーダーシップと責任を持つ必要がある。
- 無資格者が医療行為に及ぶことがないよう配慮することも重要である。

### (2) 診療情報の共有

- 眼科医療にあたっては、数多くの医療従事者と情報を共有することが必要となるが、それは職務上必要な場合に限ってのみ許される。
- 患者の診療情報は、それ自体極めて秘密性の高い個人情報であることから、管理医師は必要な関係者以外に患者の情報が漏れないように、各医療従事者や事務職員などの教育を徹底する必要がある。
- 医療機関以外の者に診療情報を開示するには、裁判所の命令などの法律に定められた場合を除き、原則として患者の同意が必要である。

### (3) 医療関連業者との関係

- 眼科医が製薬会社の医薬情報担当者をはじめ医療機器やコンタクトレンズ、眼内レンズ関連など多くの眼科医療関連業者と互いに良好な協力関係を築くことは、商品に関連した新しい学問的知見や診療に役立つ有用な情報を得るためにも望ましいが、医薬品、医療機器などの医療資材購入の採否や使用及びその支払いに関して、業者との個人的利益関係を優先させるような不適正な対応は眼科医の信用をおとしめる行為であり、避けなければならない。
- 眼科医は診療や医療上の判断に、自身と眼科関連業者からの経済的関与や約束、又はそれらからの利益の影響を受けてはならない。

## 5. 社会に対する責務

### (1) 医療事故

- 医師及び医療機関は日頃から事故防止対策に配慮し、患者ひいては国民の生命・身体の安全を確保し、これを守るという基本的な責務を負っている。
- その責務を全うするためには組織内に医療事故の報告制度を作り、医療事故が起きた場合は、その報告を行うと共に、原因究明と再発防止のための組織的な対策を立てなければならない。

- ・医療機関の管理者は、事故防止のために以下の事項に万全を期すことが求められる。

- ① 安全管理指針の作成
- ② 安全管理体制の確立（委員会の設置など）
- ③ ヒヤリ・ハットなど、施設内事故報告体制を活用する事故防止
- ④ 安全管理活動，職員への教育

## (2) 公的検討機関への医療事故の報告

- ・医療の安全対策を強化し確保するために次の2つの義務的報告制度への協力を果たすべきである。
  - ① 死亡・重篤障害事例の報告義務（大規模医療機関を対象）
  - ② 軽微な事故も含めて重大な結果に至らなかった，いわゆる「ヒヤリ・ハット事例」の報告（平成16年の医療法改正時，(財)日本医療機能評価機構が全国の医療事故を1ヵ所に集積して，専門家の手で事故原因を調査し，改善策を探る制度が発足）
- ・病院・診療所の開設者又はそこに勤務する医師などは，「医薬品又は医療機器について，その副作用その他の事由によるものと疑われる疾病，障害若しくは死亡の発生又は当該品目の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合においては，その旨を厚生労働大臣に報告する義務がある（薬事法第77条の4の2第2項）」と規定されていることに留意すべきである。

## (3) 医療事故発生時の対応

- ・診療中，患者に障害を与えるような事故が起こった場合，担当医はまず患者の治療に尽くすことが重要であるが，患者や家族に対して事情を説明することも大切である。
- ・医療事故や医事紛争発生後に，責任を逃れるために診療記録の改ざんをするような行為があってはならない。
- ・重大な医療事故については，担当医及び医療施設の管理者は，患者や家族に十分に説明することは当然であるが，明らかな過失による事故では，患者や家族に対し謝罪すると共に誠意を持って対応しなければならない。
- ・各医療施設や臨床に携わる眼科医は，全て医師賠償責任保険や医療施設賠償責任保険に加入しておく必要がある。

## (4) 社会に対する情報の発信

- ・眼科医療が医療従事者と患者の共同作業として定着し，それが社会的に認知されるために，眼科医は眼科医療に関する専門的知識だけでなく，現在眼科医療がおかれている問題についても広く社会と共有できるように，テレビ，新聞，雑誌，インターネットなどのメディアを通じて社会に対する教育啓発活動を行うことは重要な活動である。
- ・眼科医が医学的知識を公衆に対し伝達，説明する際には，学問的に十分な根拠を持った意見を提供するように努めるべきであり，発言に際しては自己宣伝を慎み，品位を持って行われなければならない。

**(5) メディアへの対応**

- メディアに求められて対応する場合には、情報の受け手である国民に対して誠実かつ公正であるべきである。また、眼科医療における事故や過誤などに関する論評を、不確かな情報のままメディアを通じて不特定多数に公表することは厳に慎むべきである。
- メディアから取材を受ける際には、報道の趣旨と自分の立場についてメディアに説明を求め、納得できた場合に限って応じるべきである。また、自分の発言内容が編集などで歪められて伝わらないように注意を払う必要がある。
- 患者の了承なしに、患者の症状などについてメディアへ情報提供してはならないことは当然であるが、特に話題性のある患者や公人に関しては、情報がメディアに流れやすいため嚴重に注意すべきである。

**(6) 公衆衛生活動への協力**

- 眼科医は眼科学及び眼科医療の専門知識を有する者として、乳幼児検診、学校健診や市民向けの健康講座などの活動を通じ、地域住民の健康、地域における公衆衛生の向上及び増進に協力し「国民の健康な目を守る」という社会に対する責任を負うべきである。

**(7) 保険医療への協力**

- 保険診療は健康保険法等の各法に基づく保険者と保険医療機関との公法上の契約による診療であるから、眼科保険医は定められたルールに従った適切な診療を行うと同時に、制度をむしばむような不正行為は許されないことを自覚しなければならない。
- 社会保障制度を維持するためには限られた医療資源の適切な配分が必要であり、医師は公共の医療財源を守るという観点から制度の適切な運用を行う責任を負っており、医療保険制度の円滑な運用に資することも必要である。
- 患者の不利益となるような法的な規則や保険制度上の規則については、その不合理の是正及び改善に努力することも、眼科医に求められる重要な責務といえる。

**(8) 公益事業への協力**

- アイバンク、失明予防協会などの眼科に関連した公益事業に積極的に協力する必要がある。

**(9) 国際活動への参加**

- 発展途上国は眼科医療の面においても解決すべき多くの問題を抱えているが、日本の眼科医の専門的能力は、国境を越えて役立てることができることから、WHO（世界保健機関）への積極的な協力など、様々な方法で国際的医療支援や協力活動に貢献することが望まれる。
- 眼科医は各自の良心に従って、世界医師会などを通じて世界的規模での医療情報の交換や医療協力などの国際活動へ貢献することも必要である。

(平成 24 年 5 月 12 日 制定)